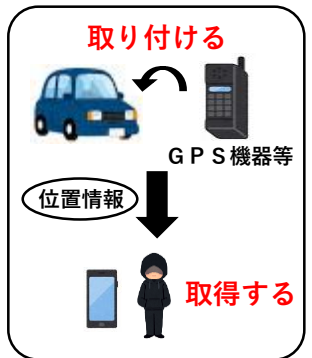


令和3年6月15日より 改正ストーカー規制法が一部施行されます

新たに以下の行為が規制対象となります。

① GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等

- ▶ あなたの承諾なく、あなたの所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）の位置情報を取得する行為
  - ▶ あなたの承諾なく、あなたの所持する物に位置情報記録・送信装置（GPS機器等）を取り付ける行為
- が新たに規制対象となります。



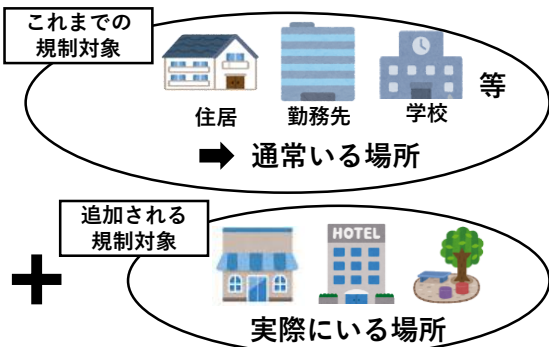
- (例) ・あなたの自動車にひそかにGPS機器を取り付ける  
・取り付けたGPS機器の位置情報をひそかに取得する

※ これらの行為の規制は、令和3年8月26日より施行されます。

② 実際にいる場所における見張り等

住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、あなたが**実際にいる場所**の付近において**見張る、押し掛ける、みだりにうろつく**行為が新たに規制対象となります。

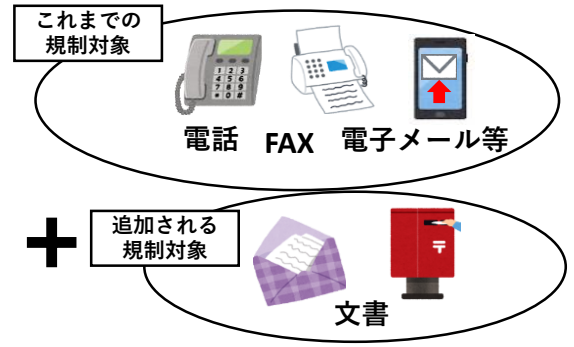
- (例) ・あなたがたまたま立ち寄っていた店舗に押し掛ける  
・あなたの旅行先のホテルの付近をみだりにうろつく



③ 拒まれたにもかかわらず、連続して、文書を送る行為

電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して、**文書を送る**行為が新たに規制対象となります。

- (例) ・あなたの自宅や勤務先に毎日手紙を送る  
・あなたの自宅の郵便受けに直接手紙を何度も投函する



- これらに該当する行為は、警告・禁止命令等の対象となります。(反復して行った場合は、ストーカー行為罪の対象となります。)
- ストーカー行為は、次第にエスカレートして、凶悪な犯罪に発展するおそれのある行為です。1人で悩まず、早めに相談をしましょう。

警察への相談 被害の申告、援助の申出

【緊急時】110番通報 【その他】最寄りの警察署

警察庁・熊本県警察